

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年10月19日
【会社名】	株式会社カカコム
【英訳名】	Kakaku.com, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 畑 彰之介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	(03)5725-4554(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 上村 はじめ
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	(03)5725-4554(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 上村 はじめ
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 482,448,000円
	(注) 1. 本募集は2018年9月19日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。 2. 募集金額は、ストック・オプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。 3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けたものがその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年9月19日付けで関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2018年10月19日に「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」「新規発行による手取金の額」が確定いたしましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

発行数

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	2,280個(新株予約権1個につき100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2018年10月9日～2018年10月18日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 株式会社カカコム 管理本部企画・IR室
払込期日	該当事項はありません。
割当日	2018年10月19日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券の発行は、2018年9月19日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込方法は、申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものといたします。

3. 本新株予約権の募集は、ストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社執行役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下の通りであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社執行役員	14名	840個
当社従業員	31名	930個
当社完全子会社(当社出資比率100%) 取締役	4名	180個
当社子会社(当社出資比率100%未満) 取締役	8名	330個
合計	57名	2,280個

(訂正後)

発行数	2,280個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2018年10月9日～2018年10月18日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 株式会社カカコム 管理本部企画・IR室
払込期日	該当事項はありません。
割当日	2018年10月19日
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1. 本新株予約権証券の発行は、2018年9月19日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込方法は、申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものいたします。
3. 本新株予約権の募集は、ストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社執行役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下の通りであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社執行役員	14名	840個
当社従業員	31名	930個
当社完全子会社(当社出資比率100%) 取締役	4名	180個
当社子会社(当社出資比率100%未満) 取締役	8名	330個
合計	57名	2,280個

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。</p> <p>ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を行うことがある。</p>
----------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、2,116円とする。</p> <p>ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を行うことがある。</p>
----------------	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>488,148,000円</p> <p>(注) 2018年9月18日の時価を基礎として算出された見込額である。ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けたものがその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
---------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>482,448,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けたものがその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
---------------------------------	--

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
488,148,000	600,000	487,548,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、2018年9月18日の時価を基礎として算出した見込額を記載しています。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合または新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
482,448,000	600,000	481,848,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合または新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。